

「健康介護まちかど相談薬局」実施要項

平成 26 年 1 月改定

「健康介護まちかど相談薬局」が設定されて 10 年以上が経過し、当初の「健康相談および介護、特に介護保険開始に伴う苦情相談を身近な場所で受け付ける薬局」という目的は介護保険制度の浸透とともに、見直す時期となってきた。認定方法も 10 年を経過する中であいまいになってきたため再度認定方法を明確にし、介護予防・在宅医療・セルフメディケーションの推進のために健康介護まちかど相談薬局制度の継続と充実を図る。

1、健康介護まちかど相談薬局について

指定の研修会出席と活動報告書（更新時）を提出した薬局に対して（研修出席者は複数薬剤師でも可）「健康介護まちかど相談薬局」と認定し、2 年ごとに更新する

①事業内容：

- ・介護保険制度（介護予防含む）の周知とサービス利用についての苦情相談窓口の紹介
- ・健康相談・介護用品・福祉用具のアドバイス
- ・包括支援センターとの連携と、地域ケア会議への参加
- ・服薬管理の援助（外来服薬支援）
- ・在宅医療（訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導 退院時共同指導）への参加
- ・地域（地域薬剤師会・多職種・市民も含む）および薬局内での介護・在宅医療・セルフメディケーションに関する研修・催事の企画運営 講師参加

②広報

- ・国保中央会より貸与された看板様式を継続。
- ・県薬ホームページに「健康介護まちかど相談薬局」情報を掲載する。

2、認定について

①初回認定

在宅医療等に関する研修（4講座）と健康介護まちかど相談薬局研修（1講座）を2年以内に受講した薬局

②更新認定

2年毎に更新 2年以内に在宅医療等に関する研修（2講座）と健康介護まちかど相談薬局研修（1講座）を受講し 活動報告書を3枚提出した薬局

③在宅医療等に関する研修：

(1) 日本薬剤師研修センターに登録の研修で在宅医療 認知症 セルフメディケーション等の内容であるもの。

(2) 地域にて開催される在宅・連携・セルフメディケーションのための研修会（基幹医療機関・包括支援センター等主催の合同研修・地域薬剤師会主催動画研修など）

④活動報告書：健康介護まちかど相談薬局の事業内容に沿った活動の記録を報告書とする。

- ・まちかど相談薬局介護相談・苦情相談受付書
- ・健康相談 介護用品・福祉用具の購入アドバイス記録簿
- ・外来服薬支援時の状況報告書
- ・訪問薬剤管理指導等の計画書
- ・退院時カンファレンスの記録
- ・包括支援センター開催の地域ケア会議・個別ケア会議出席録
- ・ケアマネ開催の担当者会議出席録
- ・介護・在宅医療・セルフメディケーションに関する研修・催事実行報告書等

⑤認定方法

①②の条件となる③研修の記録（氏名 日時 研修場所 主催者 講演題名 研修内容のスケジュール 内容の要約）と ④活動報告書（記録のコピーで可、担当薬剤師名が明記してあること 更新時）を添付して提出
提出期間 毎年9月1日から30日
認定作業 10月に介護・福祉グループにて条件確認し認定証を発行
提出された資料は認定証とともに返却